

海外ティーチャーを日本に招聘する際のガイドライン

文書番号 S19-006

2017年6月4日 第12回通常総会にて制定

2019年7月28日 第14回通常総会にて改定

1. アイアンガーヨガを学ぶ目的で海外ティーチャーを日本に招聘する協会員または協会員が代表を務める団体は、出来る限り具体的な開催日程や場所を記入した「海外ティーチャー招聘ワークショップ事前申請書」を協会に提出する。（申請書は協会ホームページよりダウンロード）
2. 理事会で承認を得る。
3. 本部に申請する。その際、本部へのメールの cc：に協会のメールアドレス admin@iyengar-yoga.jp を入れる。

(申請が行われたことが分かった時点で、日本の協会に事前申請があった事、その申請を支持する事、などを伝えるメールを日本の協会から本部に送る。)
4. 本部から承認の返信を受けたら、その返信メールを添付して承認日を協会に連絡する。
5. 4. を受け HP、メルマガ、Facebook 等で全協会員にワークショップの告知が行われる。

付随事項

- 国内シニアティーチャー（上級指導員）が行うワークショップで、5. の告知を希望する場合は「海外ティーチャー招聘ワークショップ事前申請書」と同様の内容を協会にメールで知らせ、承認を得る。（本部の承認不要）
- 上記のガイドラインの根拠：2012年4月27日付 グルジからの手紙によるご指示
改定理由：本部の対応の変化 改定箇所：協会への申請を先にするように変更
- RIMYI で指導されている先生は、本部の承認を得て海外へ出向くため、本部の承認は必ず必要となるが、全ての海外ティーチャーに対して、インド本部の承認が必要という訳ではない。

招聘する先生に、本部の承認が必要かどうかを直接確認する必要がある。

- 協会が主催する大規模な企画の場合の呼称は「Convention」、アセスメントやティーチャートレーニングに関わる研修会は「協会 Workshop」とする。